

国立大学の入学者選抜についての 平成31(2019)年度実施細目

平成29年6月14日
国立大学協会
入試委員会

I 推薦入試に関する事項

- (1) 推薦入試についての推薦は、入学志願者の属する出身学校長(高等学校長等)がこれを行い、一人の入学志願者について一つの年度における推薦は、大学入試センター試験を課すもの及びこれを課さないものを含めて、一つの大学・学部に限るものとする。
- (2) ただし、一つの大学・学部の同一の推薦入試募集単位(学科・課程・専攻等)について、大学入試センター試験を課さない推薦入試の合格者発表後に、更に、大学入試センター試験を課す推薦入試を実施する場合について、前者の不合格者を后者の被推薦者とする場合は、その推薦を認める。
- (3) 推薦入試についての出願期日は、原則として平成30年11月1日以降からとし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (4) 推薦入試の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等のAO入試の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (5) 推薦入試についての合格者発表の形式(例えば、推薦を行った出身学校長あて通知など)は、当該大学・学部の定めるところによる。
- (6) 推薦入試の合格者については、2月19日までに入学手続を行わせるので、他に出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (7) 推薦入試の合格者は、推薦入試の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学するのが当然であるが、特別の事情があり、当該出願者の推薦を行った出身学校長から、2月19日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (8) 前記(7)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、実施要領の3の(f)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その個別学力検査等を受験することができる。
- (9) 推薦入試の合格者が、2月19日までに入学手続を完了しないときは、当該大学・学部の推薦入試合格者としての権利を消失する。
更に、前記(8)に該当する場合を除き、出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはならない。
- (10) 推薦入試を実施した大学・学部は、「推薦入試合格者」及び「推薦入試合格者のうち入学手続を完了した者」並びに前記(7)、(8)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (11) 前記(10)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月20日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月24日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

Ⅱ A O入試に関する事項

- (1) A O入試についての出願期日は、原則として平成30年8月1日以降からとし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (2) A O入試の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の推薦入試の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部等の定めるところによる。
- (3) 国立大学のA O入試に合格し入学手続きを完了した者は、前期・後期日程試験の合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (4) A O入試の合格者は、A O入試の趣旨からみて当該大学に入学手続きを行い入学するのが当然であることから、2月19日までに「入学辞退届」を当該大学・学部等へ提出しない場合には、前期・後期日程試験の合格者となりえない。
- (5) A O入試を実施した大学・学部等は、「A O入試合格者」及び「A O入試合格者のうち入学手続きを完了した者」並びに前記(4)に示した「入学辞退者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (6) 前記(5)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月20日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月24日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

Ⅲ 合格者の入学手続に関する事項

- (1) 入学手続に当たっては、所定の書類の提出及び入学料等の納入を行わせるとともに、「大学入試センター試験受験票」を提示させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。
- (2) 一つの国立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国立大学へ入学手続をとることは認められない。
- (3) 各大学・学部は、「前期日程」について「入学手続前期締切期日」(3月15日)まで、「後期日程」について「入学手続第1次締切期日」(3月27日)まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。
それぞれの締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意志がなく、入学を辞退した者として取り扱う。
- (4) 推薦入試の合格者についての入学手続は、前記Ⅰの(6)、(7)、(8)、(9)に示すとおりとする。
- (5) A O入試の合格者についての入学手続は、前記Ⅱの(3)、(4)に示すとおりとする。
- (6) 追加合格者についての入学手続は、(1)、(2)に定めるものの他、次のⅣに示すとおりとする。

Ⅳ 追加合格者の取扱に関する事項

- (1) 「追加合格候補者」は、3月27日以前には発表しない。

- (2) 追加合格者決定業務(追加合格候補者への入学意志の確認等を含む。)は「入学手続第1次締切期日」の翌日(3月28日)から開始する。
- (3) 一つの国立大学に入学手続を行った者は、他の国立大学の追加合格者とはしない。これに必要な「入学手続完了者確認」のための手続は別に定める。
- (4) 「前期日程」試験の合格者のうち、入学手続完了者が「前期日程」の募集人員に満たないとき、その「前期日程」試験に係る「追加合格者」決定業務は、「後期日程」の試験に係る「追加合格者」決定業務と同じく、3月28日から開始する。
- (5) 「前期日程」試験の合格者が当該大学・学部、に、所定の日(3月15日)までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、前期日程の追加合格者の対象としない。
- また、「後期日程」試験の合格者が所定の期日(3月27日)までに入学手続を完了しなかったときも、後期日程の追加合格者の対象としない。
- (6) 追加合格者が、実施要領の4の(d)に示すとおり、「入学手続第2次締切期日」(3月31日)又は当該大学が特に指定した日(4月1日以降の日)までに入学手続を完了しないときは、当該大学への入学を辞退した者として取り扱う。

(注記)

大学入試センター試験の実施等に関連して、国立大学の入学者選抜についての実施要領及び実施日程表並びにこの実施細目に規定すべきことが生じたときは、別に定める。